

里親に関する業務（フォスタリング業務）の実施について

（付議の要旨） 児童福祉法第11条第2号（へ）に定める里親に関する業務（フォスタリング業務）の区における実施方法について、下記のとおり取りまとめたため報告する。

1 主旨

児童福祉法第11条第2号（へ）に定める里親に関する業務（フォスタリング業務）の区における実施方法について、下記のとおり取りまとめたため報告する。

2 業務の内容

児童福祉法第11条第2号（へ）により定められた里親に関する業務は、主に以下のとおりであり、同条第4項において、その業務に係る事務の全部または一部を、適切に行うことができる者に委託することができることとされている。

- （1）里親制度の普及啓発による里親開拓（リクルート）及びアセスメント
- （2）里親登録前・登録後及び児童委託後の研修・トレーニング
- （3）委託候補児童と里親家庭のマッチング
- （4）未委託期間中から委託解除後のフォローまでを含めた里親養育への支援

3 現状と課題

（1）東京都における実施体制 ※【別紙1】参照

東京都では、平成30年（2018年）1月より、里親家庭が地域で孤立することなく社会的養護が必要な児童を養育していけるよう、児童相談所の進行管理・調整のもと、関係機関がチームの一員として日々里親・里子に寄り添い、様々なアドバイスをを行う「チーム養育体制」による支援を実施している。

（2）課題

- ・国が提示する里親等委託率75%に対し、東京都の里親等委託率は、平成29年3月末現在13.1%となっており、区においても里親等委託率は同水準であると考えられ、その引き上げに向けて効果的な取り組みが必要である。
- ・近年、発達障害など児童が抱える課題が複雑化しており、支援の難しい児童が増えている。社会的養護において家庭養育を推進し、里親等委託率の向上を図るためには、里親の養育力の向上が必要である。

4 区における業務実施にかかる体制整備の考え方

- ・家庭養育優先の実現のため、国が提示する里親等委託率の目標数値（就学前の子ども

については75%以上、学童期以降は50%以上)の達成に向け、里親の新規開拓や里親支援の充実を行うなど、里親を中心に社会的養護の受け皿を拡充していく。

- ・区への児童相談所移管により、里親と児童に混乱や不利益が生じないように、現行の都の里親支援業務の体系を引き継ぎながら、民間のスキルの積極的な活用を図ることで、開設時からの安定的な里親支援業務の運営を実現する。

5 区における業務実施体制整備の方法 ※【別紙2】参照

- (1) リクルート及びアセスメント業務と研修・トレーニング業務の一元的な外部委託
- ・啓発・リクルートについて、民間事業者ならではの手法(対象を絞った戦略的な情報発信やリクルート経験のある人材の起用など)により、新たな里親家庭の開拓を図る。
 - ・里親のリクルートと里親に対する研修・トレーニング業務を一元的に委託することで、リクルートやアセスメントを通して把握した里親希望者の特性や状況に応じた研修を可能とし、より効果的な里親の育成体制を整備するとともに、里親の養育力を向上させる。
 - ・委託先の選定にあたっては、プロポーザル方式により当該業務を適切に実施できる事業者を選定する。

(2) チーム養育体制による里親養育支援の継続

里親会との意見交換などにおいて、子どもの養育委託後の支援については、現在の東京都の「チーム養育体制」による支援が評価されており、継続を強く望まれている。このため、現在の東京都と同様の体制を引き継ぐ(東京都が委託している民間事業者との継続的な契約を含む)とともに、区ならではの地域資源の力を最大限活かした顔の見えるチームづくりを行う。

(3) その他

- ・里親への児童の養育委託の決定は、児童福祉法第27条に定める措置の決定であり、行政処分にあたるものであることから、委託候補児童と里親家庭のマッチング業務についても、区(児童相談所)が担う。
- ・業務の実施と並行して、里親の認定登録数の増加数などから、上記取組みが里親等委託率の向上に寄与しているかを検証し、フォスタリング業務の包括的な委託を実施している他自治体の例も参考にしながら必要な見直しに取り組んでいく。

6 外部委託にかかる必要経費(概算)

【歳出】

委託料 34,000千円(啓発からトレーニング業務委託)

委託料 17,000千円(チーム養育による支援業務委託※)

※支援業務委託の委託料には、児童養護施設への里親支援専門相談員配置に対し支弁される経費(措置費)は除く。

【歳入】

国庫補助（児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金）

14,030千円

7 今後のスケジュール（予定）

令和元年 7月 福祉保健常任委員会報告（児童相談所設置・運営計画最終更新）

10月～ 事業者選定（プロポーザル）

里親啓発イベントの実施（東京都と共催）

令和2年 4月 里親に関する業務の実施